

都道府県特認地域及び特認基準の変更について

令和 2 年 7 月

農林水産省

1. 中山間地域等直接支払制度の対象地域と対象農用地に係る特認

- 中山間地域等直接支払制度では、地域振興立法9法の指定地域に加え、地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域（特認地域）を対象地域としている。
- また、対象地域内において、傾斜等の基準を満たす農用地に加え、これらに準ずるものとして都道府県知事が定める基準（特認基準）を満たす農用地を対象農用地としている。

対 象 地 域

【地域振興立法9法】

- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ・ 山村振興法
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法
- ・ 半島振興法
- ・ 離島振興法
(以上を「地域振興立法5法」と称する。)
- ・ 沖縄振興特別措置法
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法
- ・ 棚田地域振興法 ← 第5期対策より追加

【特 認 地 域】

- ・ 都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域
※ 第4期対策では、大阪府と沖縄県を除く45都道府県が特認地域を指定
(地域の例)
 - ・ 8法地域に地理的に接する地域

対 象 農 用 地

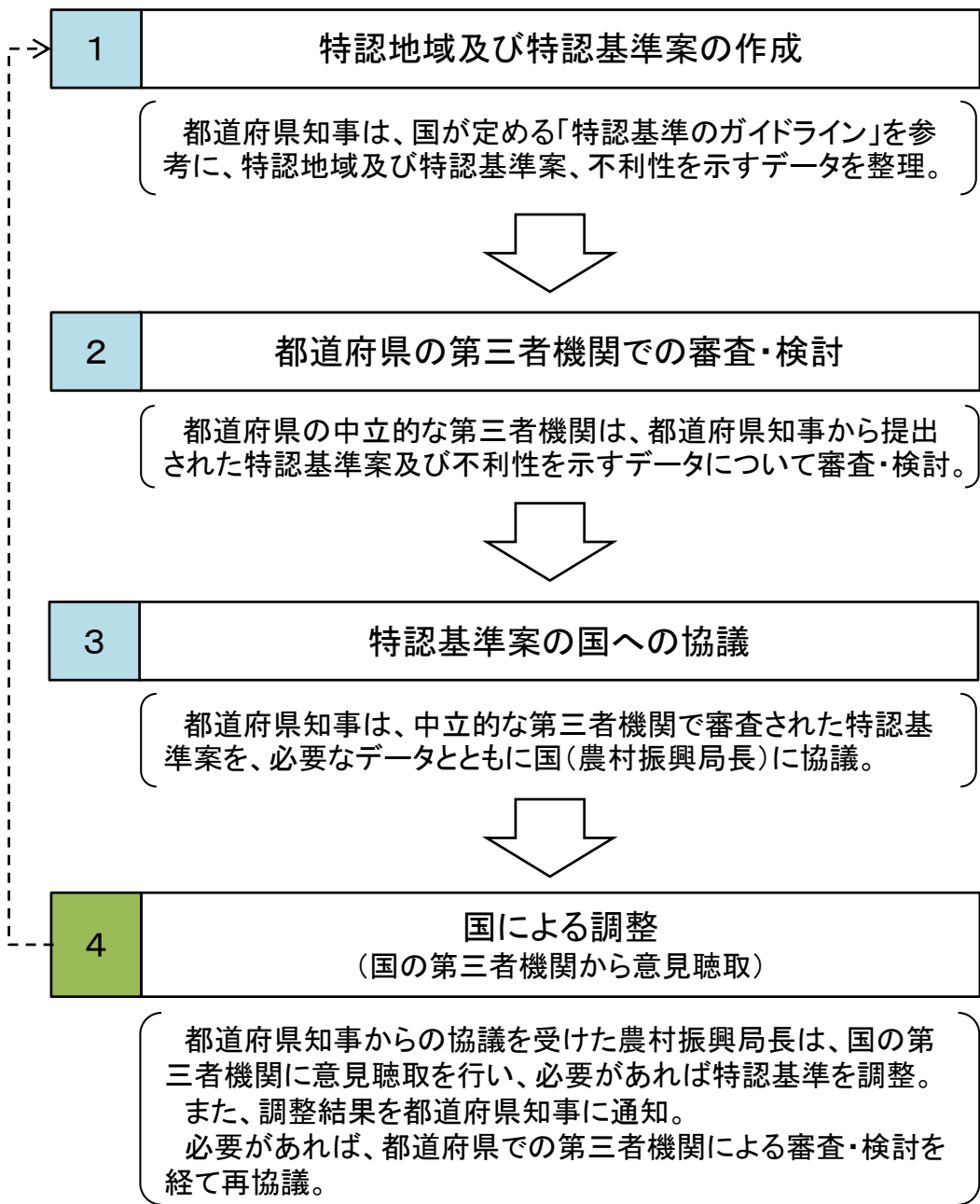
- ・ 急傾斜
(田:1/20以上
畑、草地、採草放牧地:15度以上)
- ・ 自然条件により小区画・不整形な田
- ・ 積算気温が低く、草地比率の高い(70%以上)地域の草地
- ・ 緩傾斜(市町村長が認めた場合)
(田:1/100~1/20
畑、草地、採草放牧地:8~15度)
- ・ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(市町村長が認めた場合)

【特 認 基 準】

- ・ 上記に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準
※ 第4期対策では、6県(新潟県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県、沖縄県)が特認基準を設定
(基準の例)
 - ・ 離島の平地

(注) このほか、東日本大震災復興特別区域法に規定する復興特別区域内に存する、特認基準に該当する農用地も、特例として対象農用地とすることができる(ただし、実績はない)。

2. 特認地域及び基準の設定に係る事務の流れ



3. 第5期対策における特認地域の変更（案）①

県名	現行	変更(案)	変更(案)について
青森県	1 ③のアの(イ)のa及びb、並びにイの(イ)のa及びb a 農業従事者の高齢化率が県平均(36.2%)以上 b 耕作放棄率が耕地全体で県平均(4.4%)以上 2 ③のイの(ウ) (ウ) 人口減少率(H17～H22)が3.5%以上又は人口密度150人/k㎡未満であること	1 ③のアの(イ)のa及びb、並びにイの(イ)のa及びbを以下に変更 a 農業従事者の高齢化率が県平均(40%)以上 b 耕作放棄率が耕地全体で県平均(5.0%)以上 2 ③のイの(ウ)の年次を以下に変更 (ウ) 人口減少率(H22～H27)が3.5%以上又は人口密度150人/k㎡未満であること 3 新たに④として以下の基準を追加 <u>④ 第4期対策に取り組んでいた地域で、次のaからfのうち、3つ以上の要件を満たす地域（旧市町村単位又は集落単位）</u> <u>a DID地域ではないこと</u> <u>b 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上</u> <u>c 農業従事者の高齢化率が県平均（40%）以上</u> <u>d 耕作放棄率が耕地全体で県平均（5.0%）以上</u> <u>e 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.42以下</u> <u>f 人口減少率（平成22年～27年）が3.5%以上又は人口密度150人／k㎡未満であること</u>	【変更の内容及び理由】 1 農業従事者の高齢化率及び耕作放棄率の県平均を、H27農林業センサス結果に基づき直近数値に更新 2 人口減少率の算定年次の範囲を直近の調査年次に更新 3 第4期対策で特認地域に指定されていた地域で、現行の基準には該当しなくなったものの、複数の指標により、条件の不利性が認められる地域について対象とするよう追加するもの 【変更(案)について】 新たな基準により指定される地域は、データにより条件の不利性を有する地域であることが認められることから、妥当と判断

3. 第5期対策における特認地域の変更（案）②

県名	現行	変更(案)	変更(案)について
岩手県	1 ③の a のウ及び b のウ ウ 人口減少率 (H17～H22) が3.5%以上…	1 ③の a のウ及び b のウの年次を以下に変更 ウ 人口減少率 (H22～H27) が3.5%以上… 2 新たに④として以下の基準を追加 <u>④ 第4期対策で特認地域に指定された地域で、次の要件を満たす地域</u> <u>ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上</u> <u>イ DIDを含まない、又はDIDからの距離が30分以上</u>	【変更の内容及び理由】 1 人口減少率の算定年次の範囲を直近の調査年次に更新 2 第4期対策で特認地域に指定されていた地域で、現行の基準には該当しなくなったものの、複数の指標により、条件の不利性が認められる地域について対象とするよう追加するもの 【変更(案)について】 単なるデータ更新であることや、新設された基準はデータにより条件の不利性を有する地域であることが認められることから、妥当と判断
福島県	④ 次の(1)から(3)のすべてを満たす地域(旧市町村又は集落) (1) 農業従事者割合10%以上 (H22) (2) 農林地率75%以上 (H22) (3) 高齢化率16%以上又は若年者人口割合が16%以下 (H22) <u>⑤ 3法地域に地理的に接し、次の(1)から(3)のすべての要件を満たす地域(旧市町村)</u> <u>(1) 農林業従事者割合10%以上又は農林地率75%以上</u> <u>(2) DID地区を含まない</u> <u>(3) 人口減少率 (H17～H22) が3.5%以上で、かつ人口密度150人/k㎡未満又は農業就業人口 (H22) における高齢化率が全国平均 (61.6%) 以上若しくは耕作放棄率が全国平均 (6.0%) 以上</u>	④及び⑤を以下に変更 ④ 次の(1)から(3)のすべてを満たす地域(旧市町村又は集落) (1) 農業従事者割合10%以上 <u>又は農林地率75%以上 (H27)</u> (2) <u>DID地区を含まない</u> (3) 高齢化率16%以上又は若年者人口割合が16%以下 (H27) <u>⑤ (削除)</u>	【変更の内容及び理由】 3法地域と直接には接してはいないが高齢化の進行等により条件不利性が増している地域があることから、複数の指標により、条件の不利性が認められる地域について対象とするよう変更・統合するもの 【変更(案)について】 変更された基準は、データにより条件の不利性を有する地域であることが認められることから、妥当と判断

3. 第5期対策における特認地域の変更（案）③

県名	現行	変更(案)	変更(案)について
茨城県	ア 農林業従事者割合が13%以上又は農林地率が75%以上	アを以下に変更 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上	【変更の内容及び理由】 県全体の農林業従事者割合が減少していることから、県内の実態に合わせて基準となる数値を見直すもの 【変更（案）について】 基準の変更は、参考に示す国の特認基準のガイドラインに沿った数値の見直しであるとともに、データにより条件の不利性を有する地域であることが認められることから、妥当と判断
栃木県	<u>3法指定地域に隣接する市町村内の農林統計上の中山間地域(旧市町村)</u>	以下に変更 <u>① 3法指定地域に地理的に接する農用地</u> <u>② 農林統計上の中山間地域（旧市町村）</u>	【変更の内容及び理由】 3法指定地域に地理的に接し、同程度の営農上の条件の不利性が認められる場合について対象とするよう変更するもの 【変更（案）について】 変更後の基準は、参考に示す国の特認基準のガイドラインに沿った内容であることから、妥当と判断
長野県	1 ③のaのア ア 農林業従事者割合が12%以上（新又は旧市町村単位） 2 ③のbのア ア 農林業従事者割合が15%以上（新又は旧市町村単位）	1 ③のaのアを以下に変更 ア 農林業従事者割合が10%以上（新又は旧市町村単位） 2 ③のbのアを以下に変更 ア 農林業従事者割合が13%以上（新又は旧市町村単位）	【変更の内容及び理由】 県全体の農林業従事者割合が減少していることから、県内の実態に合わせて基準となる数値を見直すもの 【変更（案）について】 基準の変更は、参考に示す国の特認基準のガイドラインに沿った数値の見直しであるとともに、データにより条件の不利性を有する地域であることが認められることから、妥当と判断

3. 第5期対策における特認地域の変更（案）④

県名	現行	変更(案)	変更(案)について
新潟県	⑤ <u>第2期対策で特認地域に指定された地域で、次のいずれかの要件を満たす地域</u>（旧市町村又は集落単位） ア 耕作放棄率が県平均以上 イ 農業従事者高齢化率が県平均以上	⑤を以下に変更 ⑤ <u>次のいずれかの要件を満たす地域</u>（旧市町村又は集落単位） ア 耕作放棄率が県平均以上 イ 農業従事者高齢化率が県平均以上	【変更の内容及び理由】 高齢化等により耕作放棄の増大のおそれがある条件の不利性が認められる地域について対象とするよう変更するもの 【変更(案) について】 新たな基準により指定される地域は、データにより条件の不利性を有する地域であることが認められることから、妥当と判断
福岡県	a 8法地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ウ 人口減少率(H17～H22)が3.5%以上又は人口密度150人/㎢未満若しくは高齢化率32%以上(県内8法地域平均)(センサス集落単位の指定の場合、法指定地域との隣接は旧市町村での判断も可) b 8法地域に隣接しない場合、上記aのA及びイの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 高齢化率32%以上で、人口減少率(H17～H22)が3.5%以上又は人口密度150人/㎢未満の地域	③のaのウ及び③のbを以下に変更 a 8法地域に隣接し、次のAからウまでの要件をすべて満たす地域 ウ 人口減少率(H22～H27)が3.5%以上又は人口密度150人/㎢未満若しくは高齢化率39%以上(県内8法地域平均)(センサス集落単位の指定の場合、法指定地域との隣接は旧市町村での判断も可) b 8法地域に隣接しない場合、上記aのA及びイの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 高齢化率39%以上で、人口減少率(H22～H27)が3.5%以上又は人口密度150人/㎢未満の地域	【変更の内容及び理由】 特認地域の基準の根拠となる高齢化率について直近数値に更新 【変更(案) について】 既存の基準を直近数値に更新したものであり、引き続き8法指定地域と同程度の条件の不利性が確保されることから、妥当と判断

3. 第5期対策における特認地域の変更（案）⑤

県名	現行	変更(案)	変更(案)について
熊本県	上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農地 ただし、<u>交付金の支給対象農地</u>と営農上一体的な管理が必要な農地も<u>国のガイドラインの範囲内で対象とする。</u>	1 新たに④として以下の基準を追加 <u>④ 前期対策で特認地域に指定された地域（旧市町村）で、次の(a)かつ(b)の要件を満たす農地</u> <u>(a) 8法地域又は上記①から③までのいずれかに該当する対象地域内に存する対象農用地と営農上一体的な管理が必要な農地</u> <u>(b) 前期対策で交付金の交付があった農地</u> 2 対象農用地の基準を以下に変更 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農地 ただし、<u>8法地域内の対象農用地又は特認地域内に存する急傾斜の一団の農用地（田、畑に限る。）</u>と営農上一体的な管理が必要な農地は、<u>次のアからウまでのいずれかに該当する農地を対象農用地とする。</u> <u>ア 傾斜農地（田：1/100以上、畑：8度以上）</u> <u>イ 自然条件により小区画・不整形な田</u> <u>ウ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地（高齢化率40%以上、耕作放棄地率 田8%以上 畑15%以上）</u>	【変更の内容及び理由】 1 第4期対策で特認地域に指定されていた地域で、現行の基準には該当しなくなったものの、条件の不利性を有する対象地域内の農用地と一体的な管理が必要な農地について対象とするもの 2 「国のガイドラインの範囲内」としていたものを、基準の内容を明示することとしたもの（対象農用地そのものの変更はなし） 【変更（案）について】 1 新たな基準は、条件の不利性を有する対象農用地と一体的な管理が必要な農地を対象とし、データにより条件の不利性を有する地域であることが認められることから妥当と判断 2 特認地域内の対象農用地の基準は、基準そのものを変更するものではなく、対象となる農用地の内容を明示するものであることから、妥当と判断

【参考】要領・要領の運用における特認地域及び特認基準の規定（抜粋）

要領

第4 対象地域及び対象農用地

1 対象地域

交付金の交付対象となる地域（以下「対象地域」という。）は次の(1)から(10)までの地域とする。

(1)～(9) 略

(10) 地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（以下「特認地域」という。）

2 対象農用地

交付金の交付対象となる農用地（以下「対象農用地」という。）は、...次の(1)から(4)まで及び(6)のいずれかの基準を満たすもの...とする。

(1)～(5) 略

(6) (1)から(4)までの基準に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準（以下「特認基準」）に該当する農用地

要領の運用

第3 対象農用地の基準

13 特認地域及び特認基準について

(1) 特認地域及び特認基準の設定及び変更

都道府県知事は、実施要領第4の1の(10)の特認地域及び同2の(6)の特認基準の設定及び変更に当たっては、別記4を参考にして、次のア又はイに掲げるデータを実施要領第8の2の中立的な第三者機関に提出し、審査検討を行うものとする。

ア 8法地域...については、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べ耕作放棄率が高いことを示すデータ

イ 8法外地域...については、自然的・経済的・社会的条件の悪い地域で、かつ、農業生産条件の不利性があることを示すデータ

(2) 都道府県知事は、中立的な第三者機関で審査された特認地域及び特認基準について、「◎◎県における特認基準の制定(変更)について(提出)(参考様式第1号)」に次表に掲げる必要なデータを添付し、地方農政局長...を経由して農村振興局長に協議する。

	地域・農用地区分	データの提出
8法地域	農業生産条件の不利な農用地	農業生産条件の不利性を示すデータ ① コスト格差 ②耕作放棄率が他の農用地に比べ高いこと。
8法外地域	8法に準ずる地域	農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。
	農業生産条件の不利な農用地	農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 ① コスト格差 ②耕作放棄率が他の農用地に比べ高いこと。 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。

(3)、(4) 略

【参考】特認基準のガイドライン

要領の運用(別記4) 特認基準のガイドライン

都道府県知事は、次に掲げるガイドラインを参考に特認基準を策定する。

1 8法地域内の農用地(3の農用地を除く。)

8法地域内の農用地にあっては、勾配が田で1/100以上、畑、草地又は採草放牧地で8度以上の農用地と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べて耕作放棄率が高いこと。

2 8法地域以外の農用地(3の農用地を除く。)

8法地域以外の農用地にあっては、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農用地であること。

なお、(3)については、特定農山村法等の地域振興立法の要件等を考慮し、別の基準を定めることができるものとする。ただし、この場合においては、第3の13の(3)により、必要があれば調整するものとする。

- (1) 8法地域に地理的に接する農用地
- (2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成29年12月18日付け29統計第1169号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)
- (3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと。
 - ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上
 - イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上
 - ウ 人口の減少率(平成22年～27年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/㎢未満であること
- (4) 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上)
 - イ 自然条件により小区画・不整形な田
 - ウ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地
 - エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
 - オ 8法地域内の都道府県知事が定める基準の農用地

3、4(略)